

社会福祉法人松仁会 役員等費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松仁会（以下「法人」という）の役員等費用弁償に関する必要な事項を定めるものである。

(役員 の 定 義)

第2条 この規程で役員とは、法人の評議員、理事、監事をいう。

(費用弁償)

第3条 この規程で定める「費用弁償」とは、理事会、役員会、評議員会、監査等に出席した時に支払うものとする。ただし、役員が職員である場合はこれを支給しない。

(支 給)

第4条 費用弁償は現金で、1日につき、源泉所得税を差し引き10,000円の支給とする。

(改 正)

第5条 この規程の改正については、理事会の決議を要する。

附 則

この規程は平成29年4月1日より施行する。